

○書評：関原秀行著「基本講義 プロバイダ責任制限法—インターネット上の違法・有害情報に関する法律実務」（日本加除出版株式会社2016年6月発刊）

奥田 誠*

1 はじめに

本書の著者は、2009年に学習院大学法科大学院を修了し、2010年に弁護士登録、2012年から2014年までの間、総務省消費者行政課に任期付きで着任し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）、電気通信事業法などの情報通信関連法令の制度運用・法整備を担当した経歴を持つ。

本書は、このような著者の経験を踏まえて執筆された、プロバイダ責任制限法とその法律実務の解説書である。本書は、プロバイダ責任制限法分野での弁護士会館ブックセンター店長のおすすめ第1位の書籍になったこともあり（レクシスネクシスジャパン株式会社「Business Law Journal」2016年9月号 119頁 “Recommended Books”）、是非一読をお勧めしたい1冊である。

2 本書の特徴

本書の最大の特徴は、細かいところまで配慮された「わかりやすさ」という点にある。それは、本書が、サーバを設置してその容量を貸し出すサービスを提供している「ホスティングプロバイダ」、プロバイダ契約の締結により発信者に対しインターネット接続サービスを提供する事業者である「アクセスプロバイダ（経由プロバイダ）」、「電子掲示板の管理者」、「インターネットオークションの運営者」など（以下ホスティングプロバイダ以下をあわ

* 弁護士。

せて「プロバイダ等」という。)、さらには、被害者、弁護士などさまざまな者を対象としているからであろう。

このことは、わかりやすさのための工夫が随所に施されていることにあらわれている。たとえば、A5版で本体部分が228ページとコンパクトにまとまっていること、インターネットに関する基本的事項の解説部分が用意されていること、理解をより深めるために、36の図表、16の判例、プロバイダ責任制限法以外の関連法令の条文、13種類の書式をそれぞれの関連個所に掲載していること、付録として、Q & Aと関連用語集が用意されていることなどである。

また、わかりやすさという点は、本書の以下のような端的な構成にもあらわれている。

第1部 序説

第1章 総論

第2章 プロバイダ責任制限法の意義

第2部 逐条講義

第1章 プロバイダ責任制限法の基本構造

第2章 プロバイダ責任制限法の逐条講義

第3章 渉外的法律関係

第3部 実務解説

第1章 総論

第2章 被害者の実務対応

第3章 プロバイダ等の実務対応

このようなシンプルな構成に加え、詳細な目次も用意されているため、どこを読めばよいかが一目でわかり、被害者、プロバイダ等が法律にあまり詳しくなくとも、必要な個所だけ読むことで事足りようになっているのである。

もっとも、わかりやすさ重視ということになれば、法律の専門家である弁護士にとっては物足りないのではないかと思われるかもしれない。しかし、インターネットのことについてあまり知見のない弁護士であっても、導入部

分でその基礎知識を得ることができるので、その後が続く法律の解説にスムーズに入っていくことができるし、法律部分の解説も詳細で十分な内容となっているので、物足りないと感じることはない。むしろ、法解釈部分、判例、裁判外・裁判上の実務的な手続等をうまくミックスして著述されているので、実務の専門家にも使いやすいただろうと思われる。そして、本書から得られる知識やノウハウと訴訟一般や仮処分一般の知識や実務経験とがあれば、権利侵害情報に関する事件処理に困るようなことはあまりないであろう。

3 プロバイダ責任制限法の概要

ここからは、本書の内容面についても、本書の要約を兼ねて見ていきたいと思う。本書は、先に見た構成からわかるように、プロバイダ責任制限法とその実務対応を基軸として著述されているものである。そこで、まずプロバイダ責任制限法について見ていきたい。

プロバイダ責任制限法は、平成14年5月に施行され、平成25年に、公職の候補者等に係る特例を定めた第3条の2を追加することで改正された、全5条からなる法律である。

プロバイダ責任制限法は、違法な情報のうち名誉棄損、プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害などの他人の権利の侵害情報を対象としている（プロバイダ責任制限法1条）。しかし、違法な情報であっても社会的法益の侵害情報を対象とするものではなく、また、人を自殺に誘引する情報、殺人等の違法行為を仲介する情報等の公序良俗に反する情報、アダルトサイト、出会い系サイト等の青少年にとって有害な情報も対象外とされる。

注意しなければならないのは、本書中でもたびたび触れられているように、情報削除請求権については、プロバイダ責任制限法で規定されているものではなく、当該権利の根拠法令に従うものとされていることである。

プロバイダ責任制限法は、「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるもの」（法1条）である。すなわち、プロバイダ等の特定電気通信役務提供者が権利侵害情報を削除し、

または削除しなかった場合に、被害者または発信者から損害賠償請求を受けたときの損害賠償責任の制限ならびに被害者によるプロバイダ等の特定電気通信役務提供者に対する発信者情報の開示請求を定めるものである。

このことからわかるように、プロバイダ責任制限法の一つの大きな柱は、プロバイダ等の責任を明確化することで、権利侵害情報が適切に削除されるようにする機能を果たすことにある。たとえば、電子掲示板への書き込みにより自己の名誉が棄損されたと主張する者は、インターネットという匿名性の高い世界の中で発信者を探し出して削除を要求するよりも、情報をインターネット上の流通に置く手段を提供するとともに、流通した情報を削除する技術的手段を持つ可能性が高い当該掲示板の管理者に削除してもらう方が迅速に被害の拡大防止を図ることができる。そこで、名誉を棄損されたと主張する者は、当該管理者に対して、名誉棄損情報の削除を依頼することになる。そして、当該管理者は、削除が技術的に可能であるにもかかわらず放置し、それが名誉を棄損する書き込みだったとすると、削除請求した者から不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性がある。逆に、請求を受けたからといって安易に削除すると、それが結果的には名誉を棄損する書き込みではなかった場合には、今度は発信者から不法行為責任や債務不履行責任の追及を受けることになる。管理者は、このような法的責任を負わないようにしようと思っても、問題となっている書き込みが名誉を棄損するかどうかの難しい判断を強いられることになる。このような立場に立つのは、掲示板の管理者だけでなく、ホスティングプロバイダ、インターネットオークションの運営者など他のプロバイダ等も同じである。そこで、プロバイダ等の責任を明確化することで、権利侵害情報が適切に削除されるような立法がなされたのである。

プロバイダ責任制限法のもう一つの大きな柱は、プロバイダ等有する権利侵害情報の発信者に結び付く情報を開示させることにある。これにより、被害者とされる者から発信者への責任追及が可能になる。しかし、もし無制限に開示請求を認めるとすると、発信者に関する情報が個人情報やプライバシーに関する情報であることから、そのことに対する配慮に欠けることにな

るし、また、安易に開示してしまうと、その情報を悪用される危険性もないわけではない。そこで、権利侵害を受けた者の救済に必要な限度で適正に発信者情報が開示されるように、開示請求権の要件（法4条1項）が定められており、その下で発信者情報が開示されることによって、適切に被害の回復が図られるようにしているのである。また、開示された発信者情報を使って、発信者の名誉や生活の平穏を害することが禁止されており（法4条3項）、発信者に対する一定の配慮もなされている。

4 プロバイダ責任制限法の条文

次に、プロバイダ責任制限法の条文の詳細な解説は本書の逐条講義を見ていただくとして、プロバイダ責任制限法の条文構成とその内容を簡単に見ておきたい。

(1) 法1条

1条は、この法律の趣旨を規定している。これは、前述の通りである。

(2) 法2条

2条は、定義規定である。ここで定義されているのは、「特定電気通信」(1号)、「特定電気通信設備」(2号)、「特定電気通信役務提供者」(3号)、「発信者」(4号)である。

(3) 法3条

3条は、プロバイダ等の損害賠償責任の制限に関する規定である。ここでの損害賠償責任は、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償責任などの民事上の責任である。

①1項は、権利侵害情報の流通により権利を侵害されたとする者に対する損害賠償責任の制限の規定である。特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、プロバイダ等の当該「特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」は、送信防止措置が技術的に可能な場合であって、権利侵害情報の流通により他人の権利が侵害されていることを知っているか、権利侵害情報の流通を知っているもののそれにより他人の権利が侵害されていることは知

らないが、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認め
るに足りる相当の理由があるときでなければ、民事上の損害賠償責任を
負わないと定められている。

- ②2項は、プロバイダ等が特定電気通信による情報の送信を防止する措置
を講じた場合に、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じ
た損害について、賠償責任を制限することに関する規定である。当該措
置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度に
おいて行われたものである場合であって、違法な情報の流通によって他
人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった
ときあるいは送信防止措置の申出があった場合に発信者に送信防止措置
を講じることに同意するかどうかの同意照会をなし7日経過しても不同
意の申し出がないときに、民事上の損害賠償責任を負わないとされる。

(4) 法3条の2

3条の2は、公職の候補者に関する名誉侵害情報につき、プロバイダ等が送
信防止措置を講じた場合の送信者に対する損害賠償責任の制限に関する規定
である。

(5) 法4条

4条は、被害者とされる者による発信者情報の開示請求等を定めている。

- ①1項は、権利侵害情報により権利を侵害されたとする者が当該「特定電
気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供
者」（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、発信者情報の開示
を請求できる場合を定めている。なお、開示の対象となる発信者情報に
ついては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者
情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」（平
成14年5月22日総務省令第57号）にその定めがある。

- ②2項は、開示関係役務提供者が前項の規定による開示の請求を受けたと
きは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができな
い場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて
当該発信者の意見を聴かなければならないことを定めている。

- ③3項は、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないことを定めている。
- ④4項は、発信者以外の開示関係役務提供者は、1項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないとするものである。

5 被害者の実務対応について

インターネットによる権利侵害情報の拡散防止と発信者等に対する責任追及の問題の解決は、プロバイダ責任制限法だけの役割ではないことは、これまで見てきたとおりである。当然のことながら、本書もそのことを前提として一連の実務対応について解説している。本書では、権利侵害情報の拡散防止と民事責任あるいは刑事責任追及という流れの中に、プロバイダ責任制限法の役割とその使い方を組み込んで実務対応の解説がなされているものである。

(1) 被害者の実務対応の類型

被害者の実務対応については、以下の類型がある。

- ①問題となっている権利侵害情報の削除
- ②権利侵害情報の発信者の特定
- ③発信者に対する責任追及（民事責任、刑事責任）

(2) 権利侵害情報の削除依頼

まず、権利侵害情報の削除依頼について、本書に沿った形で見てみよう。

前述のとおり、削除依頼の法的根拠は、プロバイダ責任制限法によるものではなく、侵害されたとする権利の根拠法による。たとえば、商標権侵害であれば、商標法で定められた差止請求権（商標法36条）、著作権侵害であれば著作権法で定められた差止請求権（著作権法112条）、名誉、プライバシー等の人格権侵害の場合には人格権に基づく妨害排除請求権または妨害予防請求権により侵害行為の差止めを求めることができるものである。

被害者が権利侵害情報の削除を依頼する相手方は、当該情報を流通に置いた発信者または当該情報を技術的に削除可能なプロバイダ等である。しかしながら、権利侵害情報を流通させる行為は、発信者が「匿名」で行うことが一般的であるし、削除依頼に応じないことも想定されるため、実務対応としての削除依頼は、プロバイダ等に対して行うことになり、発信者に対しては、民事責任、刑事責任を追求することが主になる。

削除依頼の方法としては、裁判外の削除依頼の方法と裁判手続を通じた削除請求がある。裁判外の削除依頼としては、送信防止措置依頼（プロバイダ責任制限法の定める同意照会手続の要件（法3条1項2号）を満たす内容を含んだ削除依頼。本書に掲載されている書式のほか、「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が制定しているガイドラインを参照されたい。）やウェブフォーム、電子メール、内容証明郵便を利用した削除依頼がある。これに対し、裁判手続を通じた削除請求としては、仮処分申立と通常訴訟の2つがある。なお、権利侵害情報が掲載されたウェブページは、削除依頼が功を奏した場合、その内容を確認することが困難になり、発信者の責任追及に支障をきたすおそれがある。そのため、被害者としては、事前にウェブページの内容等を証拠として保存しておく必要があるため注意が必要である。

裁判外の削除依頼と裁判手続を通じた削除請求の内容、手続については、本書に詳しく解説されている。また、ウェブページの内容等の具体的保存方法についても本書に詳しく説明がある。

(3) 発信者の特定

被害者は、発信者に対して民事責任、刑事責任を追求するために、発信者を特定する必要がある。ホスティングプロバイダや経由プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることになる（法4条1項）。発信者情報開示請求の方法としては、裁判外の方法と裁判手続を通じた方法とがある。そして、被害者としては、まずホスティングプロバイダから、発信者が投稿した際のIPアドレス、タイムスタンプ等の情報の開示を得、これをもとに経由プロバイダに対し、当該IPアドレス、タイムスタンプ等と紐づく経由プロバイダと

ロバイダ契約を締結したユーザー（基本的には、このユーザーがインターネットにアクセスして権利侵害情報の発信者となる）の氏名、住所等の情報の開示を求めることになるという手順を踏むことになる。

なお、経由プロバイダに対しては、発信者の氏名、住所等と紐づく発信者に割り当てたIPアドレス、タイムスタンプ等のログ（利用者がインターネットにアクセスした際の記録データ）が保存期間の経過によって消去されて発信者情報の開示が事実上不可能になってしまわないように、発信者情報の開示請求前に発信者情報（ログ）の保全が必要となる。その方法として、裁判外での保全要請と裁判手続を通じる方法とがある。裁判手続を通じた方法とは、具体的には、経由プロバイダを債務者とした発信者情報消去禁止の仮処分申立てである。この内容、手続についても、他の手続同様、本書に解説があり、仮処分命令申立書の書式も掲載されている。

(4) プロバイダ等の特定

削除依頼をするにしろ、発信者情報の開示を求めるにしろ、これらの前提として、ホスティングプロバイダと経由プロバイダの特定が必要となる。ホスティングプロバイダや経由プロバイダの特定方法としては、ウェブサイトのトップページやリンク先等に、当該サイトの運営者の名称、住所、メールアドレス、ウェブフォーム等が表示されていればそれにより、表示による特定ができなければ、WHOIS検索による。WHOIS検索による特定方法は、本書に詳しく解説があるので、それに従えばよい。

(5) 発信者への責任追及

被害者は、経由プロバイダ等から氏名、住所等の発信者情報を得た後、発信者へ責任追及することになる。責任追及としては、民事上と刑事上の責任追及がありうる。

民事上の責任追及としては、被害者は発信者とは契約関係にないのが一般的なもので、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償を請求することになる。

刑事上の責任追及としては、被害届を捜査機関に提出する方法のほか、たとえば、名誉棄損罪（刑法230条）の構成要件に該当する具体的事実を記載した告訴状を提出することにより告訴する方法がある（口頭での告訴も法律

上は認められるが、実務上は告訴状によるのが一般的である）。

6 プロバイダ等の実務対応

プロバイダ等は、裁判外または裁判手続を通じて、被害者とされる者からは権利侵害情報の削除請求、発信者情報の開示請求、権利侵害情報を削除しなかった場合の損害賠償請求等を、発信者からは流通に置いた情報を削除された場合の損害賠償請求等を受ける可能性がある。本書では、プロバイダ等がこれら責任追及を受けないようにするにはどうするか、また、受けた場合にはどうするかについて丁寧な解説がなされている。

(1) 権利侵害情報の削除依頼への対応

被害者とされる者から権利侵害情報の削除請求があった場合、削除するかしないかの最終判断は、プロバイダ等に委ねられている。

プロバイダ等が送信防止措置を講じた場合で、その情報が適法な情報であったとき、プロバイダ等と発信者との間に契約関係があれば、プロバイダ等は、発信者から債務不履行責任を追及される可能性がある。ただし、当該送信防止措置が契約で定められた有効な措置であった場合、債務不履行責任は負わない。また、プロバイダ等が適法な情報であると認識しながら送信防止措置を講じた場合、当該行為が犯罪の構成要件に該当するときは刑事責任を負う可能性がある。

逆に、プロバイダ等が削除依頼があったにもかかわらず情報を削除せずに放置した場合で、その情報が違法な権利侵害情報であったとき、プロバイダ等は、法的責任を負う可能性がある。民事責任としては、当該情報により権利を侵害された被害者より、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求を受ける可能性がある（一般的には、被害者とされる者との間に契約関係がないため、契約責任は生じないと思われる）。ただし、プロバイダ責任制限法3条1項により、プロバイダ等の損害賠償責任は制限されている。また、刑事責任としては、権利侵害情報について送信防止措置を講じることが可能であって、違法な権利侵害情報の存在を認識し、情報の流通に積極的に関与した場合には、当該犯罪の幫助犯等の刑事責任を問われる可能性がある。

プロバイダ等が被害者とされる者から裁判外の権利侵害情報の削除依頼を受け、送信防止措置を講じた場合、発信者からの責任追及を回避するためには、2通りの方法が考えられる。まず一つ目は、有効な約款・利用規約に基づき、問題となっている情報の送信防止措置を講じる方法である。この場合、約款・利用規約を発信者との契約内容として組み入れ、免責されるようにしておく必要がある。もう一つは、プロバイダ責任制限法による対応である。これは、権利を侵害されたとする者から裁判外の削除依頼を受けた場合において、プロバイダ等がプロバイダ責任制限法3条2項1号または2号の要件に該当すると判断したときに、送信防止措置を講じて、発信者に対する民事上の損害賠償責任を回避する方法である。この要件該当性の判断方法についても、本書に丁寧な解説がある。

(2) 発信者情報開示請求への対応

発信者情報の開示請求を受けた場合に、発信者情報を開示するかどうかの判断も、プロバイダ等に委ねられている。しかし、その判断を誤った場合には、法的責任を追及される可能性がある。

- ①当該開示請求が法4条1項の要件を満たしていない場合、プロバイダ等は、これに応じる必要はないので、発信者情報を開示しなかったとしても、法的責任を負わない。

これに対し、当該開示請求が法4条1項の要件を満たしているにもかかわらず、発信者情報を開示しなかった場合、プロバイダ等は、民事上の責任として不法行為責任（民法709条）を負う可能性がある。ただし、プロバイダ等は発信者でない限り、故意または重過失のある場合にしか損害賠償責任を負わない（法4条4項）。本書では、プロバイダ等が損害賠償責任を負うような例として、開示が遅延したことにより権利を侵害された者が発信者に対する損害賠償請求が事実上できなくなったことにより損害が生じた場合や開示が遅れたことによる精神的苦痛により損害が生じた場合が掲げられている。

なお、発信者情報を開示しなくても、刑事責任は生じない。

- ②当該開示請求が法4条1項の要件を満たしており、これに従ってプロバイ

ダ等が発信者情報を開示した場合、プロバイダ等は、法的責任を負わない。

これに対し、当該開示請求が法4条1項の要件を満たしていないにもかかわらず、誤って発信者情報を開示した場合には、民事上、刑事上、行政上の責任が生じうる。民事上の責任としては、発信者に対する不法行為責任、債務不履行責任がありうる。刑事上の責任としては、IPアドレス、タイムスタンプ、それらと紐づく発信者の氏名、住所等の発信者情報は、「通信の秘密」に該当すると解されているので、通信の秘密侵害罪（電気通信事業法4条、179条）が成立する可能性がある。さらに、行政上の責任としては、通信の秘密の漏洩があった場合の30日以内の電気通信事業者による総務省への報告義務が生じる（電気通信事業法28条、同施行規則57条）。また、発信者の氏名、住所等の発信者情報については、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）2条1項で定める個人情報に該当するので、法4条1項の要件を満たしていないにもかかわらず発信者の同意を得ないで被害者とされる者へ発信者情報を開示することは、個人情報保護法23条1項に違反することになる。

- ③以上の法的リスクを回避するため、プロバイダ等は、法4条1項の要件該当性を慎重に検討する必要がある。すなわち、開示請求者の本人確認、対象情報が「特定電気通信」による情報であるかどうかの確認、開示請求を受けたプロバイダ等が「特定電気通信役務提供者」に該当するかどうかの確認、開示請求の対象となる発信者情報を現に保有しているかの確認、発信者情報を開示するかどうかについての発信者意見の聴取（法4条2項）が必要になる。なお、発信者への意見聴取に対して、発信者が開示に同意しない場合や発信者から回答が得られない場合等は、法4条1項各号の「権利侵害の明白性」と「開示を受けるべき正当な理由」の要件該当性を検討することになる。以上の確認・検討を通じ、問題ないと判断できれば、プロバイダ等は発信者情報を開示することになる。

7 最後に

以上、プロバイダ責任制限法と実務対応を、なるべく本書に沿って追ってみたが、この書評を執筆してみて思うことは、条文数が少ない法律であるにもかかわらず、ポイントを押さえて簡潔に説明し、なおかつそれを実務の一部に位置付けて体系的に説明しようとするのは、容易ではないということである。その点、本書は実にうまくまとめられているというのが正直な感想であり、この種の事件に関心のある人にとっては、必ず備えておくべき一冊になるであろう。

なお、本書を読むにあたっては、必要に応じ、総務省総合通信基盤局消費者行政課著「改訂増補版 プロバイダ責任制限法」（第一法規株式会社、2014年3月17日改訂増補版発行）を参照すれば、より理解が深まるものと思われる。

